

令和6年度 福島県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修開催要項

1 研修目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成及び資質の向上を図ることを目的とする。

2 研修期間

講義・演習の2日間とします。

下記の日程の前に動画視聴（90分）し、視聴報告書を提出していただきます。

詳細は、受講決定通知にてお知らせいたします。

- ・第1回 令和6年8月20日（火曜日）～ 令和6年8月21日（水曜日）
- ・第2回 令和6年8月22日（木曜日）～ 令和6年8月23日（金曜日）
- ・第3回 令和6年8月28日（水曜日）～ 令和6年8月29日（木曜日）
- ・第4回 令和6年9月 2日（月曜日）～ 令和6年9月 3日（火曜日）

※受講日程の選択はできません。

3 主催 福島県

4 運営主体（事業委託先） 社会福祉法人福島県社会福祉事業団

5 研修内容（予定）

別紙1「令和6年度サービス管理責任者等更新研修スケジュール（予定）」のとおり

6 受講対象者（※福島県内の事業所等に従事する方が対象となります。）

本研修は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が5年に1度受講しなければならないものであり、下記の要件を満たす者を受講の対象とする。なお、下記の要件を満たさずに更新研修の受講が更新期限までにできなかった場合には、実践研修を修了した時点でサービス管理責任者等として従事が可能となりますので、御注意ください。

（1）サービス管理責任者更新研修

- ①サービス管理責任者実践研修または更新研修を修了後、福島県内に所在する事業所等において、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している者。
- ②サービス管理責任者実践研修または更新研修を修了後、福島県内に所在する事業所等において、本研修の受講開始日前5年間においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事していた者。

（2）児童発達支援管理責任者更新研修

- ①児童発達支援管理責任者実践研修または更新研修を修了後、福島県内に所在する事業所等において、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している者。
- ②児童発達支援管理責任者実践研修または更新研修を修了後、福島県内に所在する

事業所等において、本研修の受講開始日前5年間においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事していた者。

※旧研修修了者（平成31年3月31日以前に実施されたサービス管理責任者等研修）は、令和5年度までに更新研修を修了する必要がありました。令和5年度までにサービス管理責任者等更新研修を修了していない場合には、令和6年度以降のサービス管理責任者等実践研修を修了時点からサービス管理責任者等として従事が可能となりますので、御注意ください。

※受講希望者多数の場合は、令和元年度にサービス管理責任者等更新研修を修了した者のうち、令和2年度から令和5年度の間にも1度も同更新研修を受講していない者を優先としますので、予めご了承ください。

7 定員

300名（各回75名）

※定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。

8 会場

太陽の国管理センター 4階及び2階会議室
（西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原 5-3）

9 受講申込

受講希望者が勤務する法人等の代表者は、別紙2に記載する必要書類を作成の上、84円切手を貼付した長3封筒（返送先を記載すること）を受講申込者1人あたり1枚ずつ同封し、令和6年6月3日（月）消印有効で郵送によりお送りください。また、申込み封筒に、「更新研修申込」と記載してください。

※注意事項

- 1 講義・演習日程の選択はできませんので、全日程受講可能な方のみお申し込みください。
- 2 受講申込期限を過ぎて提出された場合は、理由の如何を問わず受理しません。
- 3 電子メール、FAXによる受講申込は受理しませんのでご注意ください。
- 4 申込書の記入漏れや添付書類の不備などが多数見受けられます。申込書類等不備の場合、受付できない場合があります。

10 受講者の決定及び通知

受講者の決定及び通知については、選考の上決定し、令和6年6月下旬頃に申込時に同封いただいた返信用封筒にて通知します。

11 修了証書

研修の全日程修了者には、福島県から修了証書を授与します。

※様式3の承諾書に基づき、下記①から⑤に該当する場合は受講取り消しとなりますので御注意ください。

- ①受講料の振込を納付期日までに行わない場合。
- ②事前課題や受講確認レポート等の提出物について提出期限までに提出されない場合。
- ③研修の全日程を受講できない場合。（遅刻・早退・途中退席を含む）

- ④受講態度が著しく悪い場合（私語・居眠り・携帯電話の利用等）、または研修の円滑な実施を妨げる行為がある場合（演習等において途中離脱や終始無言、協調性に欠けた言動等）
- ⑤受講申込時に記載された実務経験に関して虚偽の記載があった場合。

12 事前課題

事前課題の詳細については、受講決定通知にて御案内いたします。

13 受講料

資料代として 5,000円

なお、受講料の支払い方法については、受講決定通知書とともに案内します。

14 その他

- (1) 受講する皆様に関する個人情報は、研修の名簿などの研修事業のみの目的で使用し、他の目的で使用したり無断で第三者に提供することはありません。
- (2) 受講決定後、やむを得ず研修参加を取り消す場合は、速やかに受講申込先までFAX(任意様式)により報告してください。
- (3) 日程については、現時点での予定であり、変更する場合があります。受講者決定の際に改めて通知しますので、再度ご確認ください。

15 受講申込先・問い合わせ先

〒961-8061

西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

事業管理部 地域福祉課 研修担当：田中、増井

電話 0248-25-3020

FAX 0248-25-7673